二一　電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律の一部改正

連結納税制度の見直しに伴い、国税関係帳簿書類に係る電磁的記録等に対する法人税法の規定の適用について、所要の措置を講ずることとした。（電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第一条関係）

二二　東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正

復興指定会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例について、租税特別措置法の規定による特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例における引下げ前の限度額により適用できることとした。（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第一三条の三関係）

二三　東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正

右記三１㈠(1)ロの措置を前提に通算法人の仮装経理に基づく過大申告の場合等の法人税額の特例の創設を行うほか、所要の整備を行うこととした。

二四　所得税法等の一部を改正する法律（平成一七年法律第二一号）の一部改正

連結納税制度の見直しに伴う所要の整備を行うこととした。（所得税法等の一部を改正する法律附則第三四条関係）

二五　所得税法等の一部を改正する等の法律（平成一八年法律第一〇号）の一部改正

連結納税制度の見直しに伴う所要の整備を行うこととした。（所得税法等の一部を改正する等の法律附則第一〇九条関係）

二六　所得税法等の一部を改正する法律（平成二一年法律第一三号）の一部改正

連結納税制度の見直しに伴う所要の整備を行うこととした。（所得税法等の一部を改正する法律附則第四一条関係）

二七　経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二三年法律第一一四号）の一部改正

連結納税制度の見直しに伴う所要の整備を行うこととした。（経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律附則第六五条関係）

二八　所得税法等の一部を改正する法律（平成二八年法律第一五号）の一部改正

連結納税制度の見直しに伴う所要の整備を行うこととした。（所得税法等の一部を改正する法律附則第九三条関係）

二九　所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二九年法律第四号）の一部改正

連結納税制度の見直しに伴い、法人の資産の譲渡の場合の課税の特例に関する経過措置について、通算制度の開始、通算制度への加入又は通算制度からの離脱（通算制度からの離脱にあっては、離脱前に行う主要な事業が引き続き行われることが見込まれていない場合に限る。）前の特別勘定の金額で繰り延べているものについては、連結納税制度と同様に、時価評価除外法人に該当する場合を除き、その繰り延べている収益（少額であるものを除く。）の計上を行うこととする等の措置を講ずることとした。（所得税法等の一部を改正する等の法律附則第六八条及び第六九条関係）

三〇　所得税法等の一部を改正する法律（平成三〇年法律第七号）の一部改正

連結納税制度の見直しに伴い、長期割賦販売等に係る収益及び費用の帰属事業年度に関する経過措置について、通算制度の開始、通算制度への加入又は通算制度からの離脱（通算制度からの離脱にあっては、離脱前に行う主要な事業が引き続き行われることが見込まれていない場合に限る。）前の特定資産の販売等に係る延払損益で繰り延べているものについては、連結納税制度と同様に、時価評価除外法人に該当する場合を除き、その繰り延べている損益（少額であるもの等を除く。）の計上を行うこととする等の措置を講ずることとした。（所得税法等の一部を改正する法律附則第二八条関係）

三一　所得税法等の一部を改正する法律（平成三一年法律第六号）の一部改正

連結納税制度の見直しに伴う所要の整備を行うこととした。（所得税法等の一部を改正する法律附則第五二条及び第五三条関係）

三二　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、令和二年四月一日から施行することとした。

◇関税定率法等の一部を改正する法律（法律第九号）（財務省）

１　個別品目の関税率等の見直し

自動車安全部品用イグナイター等の基本税率を無税とすることとした。（関税定率法別表関係）

２　納税環境の整備

㈠　無申告加算税の賦課決定がその除斥期間の終了間際にされた修正申告等に伴って行われる場合において、その除斥期間を延長できることとした。また、税関が特恵受益国等の権限ある当局等に対して情報提供の要請をする場合において、その要請のときから二年の間、更正等をできることとした。（関税法第一四条及び第一四条の二関係）

㈡　延滞税及び還付加算金の特例基準割合について引下げ等を行うこととした。（関税法附則第三項～第六項関係）

３　とん税及び特別とん税の特例措置の創設

国際基幹航路に就航する外国貿易船が国際戦略港湾に入港する際のとん税及び特別とん税について、当分の間、開港ごとに一年分を一時に納付する場合の税率を軽減することとした。（関税法附則第七項、とん税法附則第六項及び第七項並びに特別とん税法附則第二項及び第三項関係）

４　暫定税率等の適用期限の延長等

㈠　令和二年三月三一日に適用期限が到来する暫定税率及び特別緊急関税制度について、これらの適用期限を一年延長するとともに、加糖調製品の暫定税率を引き下げることとした。（関税暫定措置法第二条、第七条の三、第七条の四及び別表第一等関係）

㈡　令和二年三月三一日に適用期限が到来する牛肉及び豚肉に係る関税の緊急措置について、措置しないこととした。（関税暫定措置法第七条の五及び第七条の六等関係）

㈢　令和二年三月三一日に適用期限が到来する航空機部分品等の免税制度及び加工再輸入減税制度について、これらの適用期限を三年延長することとした。（関税暫定措置法第四条及び第八条関係）

㈣　令和二年三月三一日に適用期限が到来する沖縄に係る関税制度上の特例措置（特定免税店制度）について、適用期限を二年延長することとした。（関税暫定措置法第一四条関係）

５　この法律は、一部の規定を除き、令和二年四月一日から施行することとした。

◇地方財政法施行令及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一〇八号）（総務省）

一　地方財政法施行令の一部改正関係

１　令和七年度まで公営競技納付金制度が延長されることに伴い、公営競技納付金の額の算定方法等について、所要の整備等を行うこととした。（附則第二条関係）

２　臨時財政対策債の発行可能年度を令和二年度から令和四年度までとすることに伴い、標準財政規模の算定方法を定める規定等について所要の見直しを行うこととした。（附則第九条～第一八条関係）

二　地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令の一部改正関係

臨時財政対策債の発行可能年度を令和二年度から令和四年度までとすることに伴い、不同意団体が特例的に地方債を発行できる場合を定める規定等について所要の見直しを行うこととした。（附則第四条～第七条関係）

三　施行期日

この政令は、令和二年四月一日から施行することとした。

◇地方税法施行令の一部を改正する政令（政令第一〇九号）（総務省）

１　㈠　道府県民税及び市町村民税

ひとり親について、配偶者の生死の明らかでない者の範囲を船舶が沈没した際現にその船舶に乗っていた者等とし、ひとり親に係る子の要件を前年の総所得金額等が四八万円以下である子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）であることとした。（第七条の二の二及び第四六条の二の二関係）

㈡　雑損控除の対象となる資産について受けた損失の金額について、その資産が配偶者居住権等一定のものである場合には、当該損失の生じた日にその資産の譲渡又は消滅があったものとみなして一定の方法により譲渡所得の金額の計算をしたときにその資産の取得費とされる金額に相当する金額を基礎として計算することができることとした。（第七条の一三の四関係）